

郡山市上下水道局公共工事中間前金払取扱要綱

平成27年4月1日制定

平成28年4月1日一部改正

平成29年4月1日一部改正

令和2年4月1日一部改正

令和4年4月1日一部改正

令和6年3月29日一部改正

[上下水道局総務課]

(趣旨)

第1条 この要綱は、郡山市上下水道事業会計規程（平成29年郡山市上下水道局規程第5号）第42条第2項に規定する郡山市上下水道局が発注する公共工事の中間前金払（以下「中間前金払」という。）をする場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(中間前金払の対象工事)

第2条 中間前金払の対象となる工事及び修繕（以下「工事等」という。）は、前金払をした請負代金額が300万円以上のものとする。

(中間前金払の要件)

第3条 中間前金払は、次の要件をすべて満たしている場合に支出することができる。

- (1) 工期の2分の1を経過していること。
- (2) 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事等に係る作業が行われていること。
- (3) 既に行われた当該工事等に係る作業に要した経費が、請負代金額の2分の1以上の額に相当するものであること。
- (4) 当初の前金払が支出済であること。

(中間前金払の額)

第4条 中間前金払の額は、請負代金額の10分の2を超えない額とし、10,000円未満の端数を切り捨てるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、継続費又は債務負担行為に基づき、工期が複数年度にわたる工事等についての中間前金払は、各年度の出来高予定額を請負代金額とみなし、各年度の年割額に相当する部分の金額に対して支払うことができる。ただし、当該年度の年割額の範囲内で支払ができる場合に限り、当該年度及び翌年度以降の出来高予定額に対して支払うことができるものとする。

3 前項の取扱いは、工事請負契約又は修繕請負契約に特約条項を追加して行うものとする。

(中間前金払の申請)

第5条 中間前金払を受けようとする者（以下「受注者」という。）は、中間前金払認定請求書（第1号様式）に工事等履行報告書（第2号様式）を添えて郡山市上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）に提出しなければならない。

2 管理者は、前項の認定請求書が提出されたときは、第3条に規定する中間前金払の要件を満たしているか否かを調査し、その結果を中間前金払認定・未認定調書（第3号様式）により、当該認定請求書の提出があった日から10日以内に受注者に通知するものとする。

3 中間前金払の認定を受けた受注者は、請求書及び保証事業会社が発行した中間前払金保証証書を管理者に提出しなければならない。

(中間前金払の変更)

第6条 管理者は、中間前払金の支払後、設計変更その他の理由により請負代金額を増額したときは、増額後の請負代金額により算出された中間前金払の額から支払済みの中間前金払の額を差し引いた額以内で中間前払金を追加払ることができる。この場合において、中間前金払の申請及び支払の方法は、前条及びこの条を準用する。

2 管理者は、中間前払金の支払後、設計変更その他の理由により請負代金額を減額した場合であって、既に支払った額が前金払の額及び中間前金払の額（以下「前金払等の額」という。）が減額後の請負代金額に基づく前金払等の額に当該減額後の請負代金額の10分の1に相当する額を加えた額を超えるときは、当該超過額を返還させるものとする。ただし、当該超過額が相当の額に達し、これを返還させることが中間前払金の使用状況からみて著しく不適当であると認められるときは、受注者と協議して返還額を定めるものとする。

(中間前払金の使途制限)

第7条 中間前払金は、当該工事等の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（当該工事等において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払に充ててはならない。

(中間前金払の返還)

第8条 管理者は、中間前払金を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、既に支払った中間前払金の全部又は一部を返還させるものとする。

- (1) 中間前払金を前条に規定する経費以外に使用したとき。
- (2) 保証契約が解約されたとき。
- (3) 当該工事等に係る請負契約が解除されたとき。

(遅延利息)

第9条 第6条第2項及び前条の規定により中間前払金を返還すべき者が、指定された期限までに返還しないときは、返還期限の翌日から返還の日までの日数に応じ、当該工事請負契約書又は修繕請負契約書に定める割合で計算して得た額の遅延利息を併せて管理者に納付しなければならない。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成27年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

この要綱の規定は、施行日前に請負契約を締結し、かつ、この要綱施行の際、現に施工中の工事に係る中間前金払について適用する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

第1号様式（第5条関係）

中間前金払認定請求書

年　　月　　日

郡山市上下水道事業管理者

受注者

住 所

(所在地)

氏 名

印

(名称及び代表者)

年　　月　　日付けで契約締結した下記工事等について、郡山市上下水道局工事
(修繕)請負契約約款第35条第6項の規定に基づき中間前金払の認定を請求します。

記

契 約 番 号	
工 事 等 名	
施 行 場 所	
工 期	
請負代金額	
備 考	

第2号様式（第5条関係）

工事等履行報告書

工事等名			
工期			
日付			
月別	予定工程 % () は工程変更後	実施工程 %	備考
(記事欄)			

監督員

主任(監理) 技術者

第3号様式（第5条関係）

中間前金払認定・未認定調書

受注者	住 所 (所在地)	
	氏 名 (名称及び代表者)	
契 約 番 号		
工事等名		
施 行 場 所		
工 期		
請負代金額		
摘 要※ ¹		
上記工事等について、その進捗を調査したところ、郡山市上下水道局工事（修繕）請負契約約款第35条第4項に基づく中間前金払をすることができる要件を具備していることを（認定します。・認定しません。）※ ²		
年 月 日		
郡山市上下水道事業管理者		印

（注）※1 下記の状況を記載すること。

- (1) 工期の2分の1を経過しているか。
- (2) 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われているか。
- (3) 既に行われた当該工事に係る作業に要した経費が、請負代金額の2分の1以上額に相当しているか。

※2 いづれかを削除して回答すること。